

山形県男女共同参画推進員募集要領

(趣旨)

第1条 県内の各地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るために、各地域の実情や特性を踏まえて地域の中で男女共同参画を推進するため、山形県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を下記により広く県民に募集するものとする。

(応募資格)

第2条 応募しようとする者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、地方公共団体の長及び議会議員は推進員になることはできない。

- (1) 山形県内に居住する者
- (2) 推進員としての地位を、政党又は政治的・営利的・宗教目的に利用しないこと
- (3) 地域において男女共同参画推進に向けた情報の収集・提供、啓発や実践活動に取り組む意欲があり、男女共同参画についての一定の知見がある者

(募集方法)

第3条 募集方法等は次のとおりとする。

(1) 応募方法

別添応募申込書に必要事項を記載しメール等により、多様性・女性若者活躍課へ提出するものとする。

(2) 募集期間

令和6年1月24日（水）から2月15日（木）までとする。

(選考)

第4条 選考は、しあわせ子育て応援部長が行うものとする。また、選考結果は文書にて応募者全員に通知する。

(選考基準)

第5条 選考者は、提出された応募申込書（レポートを含む）、過去の活動実績に基づき、次の項目を評価するとともに、候補者の男女共同参画に関する考え方や関わり等を総合的に考慮し選考するものとする。

- (1) 推進員として活動する意欲はあるか
- (2) 取り組みたいことが明確であり、県の男女共同参画の推進に寄与するものか
- (3) 男女共同参画に関する知見があるか
- (4) 講師やファシリテーターを務めることができるだけの経験があるか

(その他)

第6条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。